様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日2025年4月18日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）おおさきでんきこうぎょうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 大崎電気工業株式会社  （ふりがな）わたなべ みつやす  （法人の場合）代表者の氏名　渡辺 光康    住所　〒141-8646　東京都品川区東五反田2-10-2 東五反田スクエア  法人番号　6010701001918  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 大崎電気工業（株）ホームページ内「DXの取り組み」 | | 公表日 | 2025年1月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 社長メッセージ  https://www.osaki.co.jp/ja/profile/dx.html | | 記載内容抜粋 | ・多様な計測や制御のニーズが生まれ、当社の主力であるスマートメーターは、電力使用量を計測する以上の役割を果たすようになってきている。  ・パーパスを制定し、Global Energy Solution Leaderとなることをグループビジョンに掲げている。  ・データとデジタル技術を駆使する環境整備を進め、これまで培ってきたエネルギーの計測制御技術を起点に、社会課題に対する新たなソリューションの提供に注力することを基本戦略として、グループの持続的な成長を目指していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ウェブサイトでの公表にあたり、取締役会の承認を得ています |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 大崎電気工業（株）ホームページ内「DXの取り組み」 | | 公表日 | 2025年1月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | DX戦略の取り組み  https://www.osaki.co.jp/ja/profile/dx.html | | 記載内容抜粋 | 脱炭素化やGXをワンストップで提供するソリューションビジネスに注力し、次の成長の柱となる事業基盤を構築。  ・検針業務の自動化とクラウド活用で、省力化と正確性の向上に貢献。  ・使用電力の自動制御・抑制で、快適性と効率的な電力利用の両立の実現。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ウェブサイトでの公表にあたり、取締役会の承認を得ています |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DX推進体制  https://www.osaki.co.jp/ja/profile/dx.html | | 記載内容抜粋 | ・2事業部体制へ移行。  ・オープンイノベーションの活用や、新事業の探索を目的とした組織の設立。  ・デジタルスキル標準に準拠したデジタル人材育成の枠組みを構築。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DXを推進するための環境整備  CO2・エネルギー管理プラットフォーム「O-SOL」  https://www.osaki.co.jp/ja/profile/dx.html | | 記載内容抜粋 | ソリューションビジネスのサービス基盤として、複数の事業所のエネルギーデータの管理や、設備毎のエネルギー使用量をクラウド管理するWebプラットフォームを構築。エネルギー分野を中心とした多様な課題を包括的に解決するサービスの高付加価値化の環境を整備。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 大崎電気工業（株）ホームページ内「DXの取り組み」 | | 公表日 | 2025年1月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | DX推進の指標管理  https://www.osaki.co.jp/ja/profile/dx.html | | 記載内容抜粋 | ・デジタルを活用したソリューション事業の売上比率  ・デジタルスキル標準に準拠した、DXリテラシー人材およびDX推進スキル人材の育成者数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年1月31日 | | 発信方法 | 「DXの取り組み」内「社長メッセージ」で代表取締役　渡辺光康より発信しています https://www.osaki.co.jp/ja/profile/dx.html | | 発信内容 | ・多様な計測や制御のニーズが生まれ、当社の主力であるスマートメーターは、電力使用量を計測する以上の役割を果たすようになってきている。  ・パーパスを制定し、Global Energy Solution Leaderとなることをグループビジョンに掲げている。  ・ビジョンを実現するため、データとデジタル技術を駆使する環境整備を進め、これまで培ってきたエネルギーの計測制御技術を起点に、社会課題に対する新たなソリューションの提供に注力することを基本戦略として、グループの持続的な成長を目指していく。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年11月頃　～　2024年12月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」により自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2016年　4月頃　～　継続中 | | 実施内容 | 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の標準規格である「ISO/IEC 27001:2022（JIS Q 27001:2023）適合認証」の認証を計測制御機器及びシステムの開発・運用・販売 の範囲で取得しており、それに合わせて社内規定類を整備し、また、全従業員を対象としたセキュリティ研修や内部監査を実施しています。  https://www.osaki.co.jp/ja/profile/dx.html |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。